

自主的避難等対象区域（福島市）から当初は母子のみ、後には父も避難した申立人ら（父母及び子2名）について、平成27年3月までの避難費用（住居費、二重生活の間の面会交通費等）、生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分、原発事故前は自家消費していた米及び野菜について購入することを余儀なくされたことによる費用等）及び避難雑費等が賠償されたほか、申立人世帯の副業である農業（米）の平成25年4月分から平成27年3月分までの営業損害（逸失利益）について、原発事故前の確定申告は申立外祖父の名義で行っていたものの、実際には申立人らが農業に従事していたものと認め、基準期間の売上高に米の全国平均価格係数を乗じた上で出荷経費を控除して算出した額に原発事故の影響割合として5割を乗じた額が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	ア 避難交通費
	イ 宿泊費
	ウ 引越費用
	エ 引越関連費用
	オ 一時立入費用
	カ 面会交通費
	キ 住居費
	ク 二重生活に伴う生活費増加分
	ケ 家財道具購入費
	コ 自家消費野菜・米
	サ 営業損害
	シ 精神的損害
	ス 避難雑費
期間	上記損害項目アないしエ、ケ及びコについて 平成23年3月11日から平成27年3月31日まで 上記損害項目オ及びサについて

平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

上記損害項目カ及びクについて

平成23年6月3日から平成25年3月31日まで

上記損害項目キについて

平成25年4月19日から平成27年3月31日まで

上記損害項目シについて

平成23年3月11日から平成23年12月31日まで

上記損害項目スについて

平成24年4月1日から平成27年3月31日

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金8,398,583円の支払義務があることを認める。

〈内訳〉

ア 避難交通費	115,600円
イ 宿泊費	24,000円
ウ 引越費用	183,500円
エ 引越関連費用	187,400円
オ 一時立入費用	765,160円
カ 面会交通費	1,248,000円
キ 住居費	2,389,255円
ク 二重生活に伴う生活費増加分	660,000円
ケ 家財道具購入費	300,000円
コ 自家消費野菜・米	465,500円
サ 営業損害	164,168円
シ 精神的損害	480,000円
ス 避難雑費	1,416,000円

3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し前項の金員のうち、金1,360,000円を支払済みであることを確認する。

4 支払方法

(省略)

5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(ただし、同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。ただし、第1項カ、シ及びス記載の損害項目については、本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力は及ばず、申立人らは被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求をしない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和2年5月11日

（仲介委員 寺崎 京）